



全世帯配布 編集・発行 伊仙町役場 企画課

〒891-8293 鹿児島県大島郡伊仙町伊仙1842

TEL 0997(86)3111 FAX 0997(86)2301

2015年(平成27年)5月号

URL <http://www.town.isen.kagoshima.jp/>



今月の主な内容

まちの話題	2~5P
平成27年度伊仙町施政方針 ..	6~8P
新規採用職員の紹介	8P
お知らせ	9~14P
地方創生への取り組み	15P
わが町のアイドル・戸籍の窓	16P

たちおどり
**「目手久立踊 (八月踊り)」が、
鹿児島県無形民俗文化財に指定されました。**

伊仙町小学校・中学校卒業式

伊仙町内3つの中学校と7つの小学校で卒業式が挙行されました。

3月12日に行われた中学校の卒業式では、総勢56名が、3月24日の小学校卒業式では、総勢65名がご卒業されました。

卒業生・在校生によるお別れの言葉では、在学中の思い出を語り合い、お互いに新しい学校生活へ向けての抱負を語り合いました。卒業式最後には、全員で校歌を斉唱し、卒業生は学校生活最後の校歌を精一杯歌ったあと、学び舎に別れを告げました。



町内小学校・中学校入学式

春の澄み渡る青空の中、平成27年4月6日(月)9に、町内小・中学校で入学式が執り行われました。町内小学校全体で75名、中学校で63名の入学生は、それぞれ真新しい制服に身を包み、緊張した面持ちで先生の呼びかけに大きく返事をしました。また、式では、新任教職員の紹介があり、入学生と同じく、先生方も緊張した様子であいさつをされていました。

これから新しい環境で先生や友人と出会い、多くのことを学ぶことと思います。

学業のほかにも、スポーツ少年団・部活動など、たのしい学校生活を送ってほしいと思います。



へき地保育所合同・卒園式・入園式開催

3月26日(木) 町内5ヶ所の保育所合同で、平成26年度へき地保育所合同卒園式が行われました。26名の園児の皆さんが卒園されました。幼稚園に入園しても元気よく頑張ってお健康でたくましく成長して欲しいと願います。

平成27年4月3日(金)に中央公民館2階大ホールにおきまして、平成27年度伊仙町立へき地保育所合同入園式が行われました。

54名の園児の皆さんが真新しい服装に袖をとおして、可愛さいっぱい夢と希望に満ち満ちて入園されました。各保育士の紹介後に、園児点呼で、新園児たちは、自分の名前が呼ばれると大きな声で返事をかえしていました。お祝いの言葉のあと、みんなで歌を歌って場が和み、保育士の先生が、童話を披露してくれました。

最後に、保育所ごとに記念撮影を行いました。これからの伊仙町を担っていく子供たちが輝いて



見え、頼もしく映りました。この子供たちの未来に幸あれとエールを送ります。

へき地保育所合同卒園式



卒業証書授与式



お別れのことば

へき地保育所合同入園式



おゆうぎ



エプロンシアター (大きなかぶ)



保育士による読み聞かせ (童話 じゃんけんぼん)

第 48 回戦艦大和を旗艦とする 特攻艦隊戦没将士慰霊祭

4月7日(火)、午後1時半から第48回戦艦大和を旗艦とする特攻艦隊戦没将士慰霊祭が犬田布岬でしめやかに行われ、御遺族をはじめ御来賓・徳之島3町代表者・町関係者ら約160名が参列いたしました。

式に先立って、海上自衛隊鹿屋航空基地より哨戒機P-3Cによる慰霊飛行が行われたのち、西犬田布婦人会による鎮魂の舞(あゝ犬田布岬)で慰霊祭が始まり、隊友会長 正 友哉さんによる祭文奏上、遺族会代表 月本 陽藏さんによる遺族代表あいさつ、大久保町長による慰霊のことば、(公財)特攻隊戦没者慰霊顕彰会 藤田 幸生さんによる参列者あいさつが述べられました。

戦艦大和が沈没したとされる時刻に合せ14時23分、参列者全員による黙祷が奉げられ3,728柱の御霊の冥福をお祈りいたしました。

また、今回は平成26年度犬田布岬公園観光地連携整備事業により整備された犬田布岬公園休憩所の完成セレモニーも開催されました。今後は、多くの皆様にご活用いただき、戦艦大和を旗艦とする特攻艦隊から平和の尊さを学んでいただけたらと思います。

最後に、多くの尊い人命のおかげで現在の日本の平和があります。

これからも、私たちは恒久平和を願い、戦争の悲惨さを後世に伝えるためにも、戦艦大和を旗艦とする特攻艦隊戦没将士慰霊祭を今後も続けてまいります。



犬田布岬公園休憩所



慰霊飛行を行う哨戒機P-3C

サンファミリー友の会親睦会



3月28日(土)、サンファミリー友の会(視覚障害者とその家族の会)親睦会が行われました。当初、犬田布岬までのウォーキングを予定したのですが、あいにくの雨で、急きょ西犬田布生活館で、島口クイズやカラオケなどのレクリエーション大会を行い親睦を深めました。

同会は、1. 社会参加へのステップ 2. 情報交換、親睦交流 3. 健康であることへの感謝、楽しむことの共有 4. 新しい旅立ちをする仲間の激励をモットーに2ヵ月に1回パソコンの勉強会やこのような交流会を行い、お互いの親睦を深めております。

巡回行政相談のお知らせ

平成 27 年 4 月 1 日付けで木之香集落の安田千鶴子さんが、行政相談委員（総務大臣委嘱）に委嘱されました。

行政相談委員は、皆さんの身近な相談相手として、国などの役所の仕事や行政サービス、手続きに関する相談を受け付け、相談者への助言や関係行政機関に対する回線の申し入れなどを行っています。行政相談員が国の行政など役所の仕事について、自宅や電話でも相談に応じています。

この度、行政相談週間行事の一環として、下記のとおり行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は固く守られます。



巡回行政相談所

	日 時	場 所
平成 27 年 5 月 14 日 (木)	午前 9 時 ~ 午後 12 時	中央公民館 1 階研修室
	午後 1 時 30 分 ~ 午後 4 時 30 分	伊仙町コミュニティーセンター (東公民館)

行政相談委員 安田 千鶴子

お問い合わせ：伊仙町役場 総務課 TEL:86-3111

車いす対応車 日産キャラバン導入



多機能型事業所ひまわりの家（伊仙町伊仙）では、日本財団より、車いす対応車「日産キャラバン（車いす 4 名）」を、平成 26 年度日本財団助成事業を受けて導入しました。

ここに事業完了のご報告をいたします。今後、当施設ご利用者の方々へのさらなるサービス向上に努めますので、応援の程よろしく願いいたします。

社会福祉法人 南恵会
ひまわりの家

JCG 奄美海上保安部からのお知らせ

これから
マリンレジャーが盛んになる季節です。海にお出かけの際には「命を守る3つの基本」を守って安全にマリンレジャーを楽しみましょう！



安全推進等活動重点期間

GW期間 4月29日(水) ~ 5月6日(水)
夏季期間 7月1日(水) ~ 8月31日(月)

命を守る3つの基本

ライフジャケットの常時着用 通信手段の確保 (防水携帯電話など) 海のもしものは「118」番

お問い合わせ先：奄美海上保安部 0997-52-5811

平成27年度 伊仙町施政方針

はじめに

本日、伊仙町議会平成27年3月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご参会を賜り、平成27年度予算案をはじめ当面する町政の重要課題につきまして、ご審議いただきましたことに感謝申し上げます。

それでは、本定例会においてご審議いただきます諸議案の説明に先立ちまして、平成27年度の町政運営に関する基本的な考えを申し上げます。

本町は、昭和37年の町制施行以来、これまで、第1次、第2次、第3次、さらに第4次伊仙町総合計画(平成17年度・平成26年度)に基づき、様々なまちづくり施策を推進して参りましたが、本年度に計画期間が終了するにあたり、平成27年度・平成36年度まで10年間の町政運営の指針となる「第5次伊仙町総合計画」を策定しました。

本町を取り巻く社会環境は、少子高齢化の急速な進展に伴う全国的な社会問題により大きく変化してきており、近年、国の重点施策となった地方創生の推進により、地域の活性化策を講じ、課題解決に即対応できる能力が自治体に求められています。

このような時代背景の中で、「雇用・定住」所得増に挑戦する活気あふれる伊仙(まち)をキャッチフレーズとし、さらに、町の将来像である「保健医療・福祉が充実し、赤ちゃんから中心で健康に暮らせるまち」「農業の振興を中核に産業が立ち上るまち」「世界自然遺産・定住促進に取り組み、交流人口を増やすまち」の実現を目指して、町政全般にわたる施策を執行していくための第5次伊仙町総合計画を策定するにあたり、町委嘱の委員15名に、それぞれの観点から、町の将来等について熱心にご討議いただきました。

また、「町民がまちづくりの主体」という理念から、町民の皆様や各種団体・集落の方々からの意見募集、また、郷友会並びに町内策任教職員へのアンケートを実施し、本計画策定の参考といたしました。

この計画をこれら10年間のまちづくりの指針とし、これに沿った町民総参加型の町政に全力で取り組んで参ります。

また、政府は昨年12月に、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、これを実現するために、今後5か年の目標や施策の基本的な方向を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を取りまとめました。この中で、世界に類を見ないスピードで進行している「人口減少・超高齢社会」の原因を、少子化と東京への一極集中としており、結婚から出産、子育てまでの切れ目のない支援や、都市部から地方へ移転しやすい環境づくりを掲げています。あわせて、地方創生を国と地方が一体となり、中長期的視野に立つて取り組むため、全自治体

に対して具体的な施策をまとめた「地方版総合戦略」の策定を要請しているところであり、平成27年度からは、地方創生への取組みが全国1,788の自治体において一斉に動き出すこととなります。

伊仙町においても、地方における安定した雇用を創出するため、企業誘致・主幹産業の農業強化を進め、地方への新しい人の流れをつくり、定住促進に努めます。公立小中学校の統廃合に関する基準を、文部科学省が約60年ぶりに見直し、学校をなくすことが人口流出に拍車をかけ、地域の衰退を招くような事態は避けなければならず、学校存続の選択も尊重されるべきだと記されており、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、若い世代の結婚・出産・子育ての切れ目のない支援を行い、長寿と子宝の双方が相乗効果をもたらすまちづくりを推進してまいります。

本町の財政については、年々増え続ける公債費で大変厳しい財政状況であります。中長期財政計画に基づき、町民ニーズや社会経済情勢の変化等を見極め、事業を必要性、効果、優先度の観点から厳選し、重点的な投資を行うなど時代の確に捉えながら目標を明確にし、将来的に持続可能な財政構造の確立を推進します。

1. 「保健医療・福祉が充実し、赤ちゃんからお年寄りまで健康に暮らせるまち」

我が国において、少子高齢化、人口問題など喫緊する課題が山積する中、平成26年4月発表の全国市町村合計特殊出生率により、本町は2.81と群を抜いて高い出生率を実現し、全国1位の子宝のまちとして国を始め対外的に注目を受けております。

●子宝のまちづくり

本町では、「子どく宝」という精神文化が根付いており、親・家族・親戚・地域一体が子育てを応援する基盤が存在します。このよきな風習を今後も引き継いでいき、更に子育てに優しいまちづくりを目指します。

●妊産婦支援について

妊産婦支援においては、妊婦のニーズを把握し、マタニティ教室の内容を見直します。母子栄養食品(牛乳粉)支給の機会を利用し、必要に応じた個別指導を実施します。すべての妊婦が安心・安全に出産を迎えられるよう支援してまいります。

●子育て支援について

出産時の祝福、児童福祉の向上を目的として「子育て支援金」事業を引き続き実施し、かしま子育て支援バス・スポーツ事業等の利用促進を図ります。また、平成27年度から施行される「子ども子育て支援法」に基づき、「子ども子育て支援会議」を立ち上げ、共に基本理念に従い、地域社会を支える環境づくりを推進し、子どもを育てる一人一人の子ども達が健康やかに成長していける社会を造り出して行くよう努力します。

●学校教育について

子供たちに確かな学力をつけさせ、そして自分が生まれ育った徳之島・伊仙町を誇り、島を愛し、ふるさとの自然・歴史・文化・島の産業である農業を守り育てようとする人材育成に努めます。

また、本町の目指す教育として、「生きる力」の育成を基本とし、知識を一方的に教えることのできた教育から、子供たちが、自ら学び自ら考える教育への転換を目指します。さらに、知・徳・体のバランスのとれた教育を展開し、豊かな人間性とたくましい体を育んでいくことも育成に取り組んでいきます。幼稚園及び各小学校においては、基礎・基本の定着に向け、個に応じた指導の徹底及び教員の指導力向上により学力向上を図ると共に、特別支援教育にも積極的に取り組んでまいります。具体的な取り組みとして、伊仙町学方向上推進協議会及び東部・中部・西部地区幼小中連携部会研修会において、幼稚園・小学校・中学校と家庭・地域が一体となって学方向上・生活指導・健康の保持増進等の課題について研究協議し、得られた成果を日々の教育活動に反映させていきます。

平成27年度から児童生徒一人一人の生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健康な心身の育成等を目指し、月1回程度、原則第2土曜日授業を実施します。

各小学校の特色ある教育活動において「島唄・島口・美ら島運動」を重点的に実施し、郷土の歴史・文化への関心を高めさせ、郷土意識の醸成を図ります。また、校区住民等と講師の顔合でのサトウキビやじゃがいも栽培・黒糖作り等の体験活動によって、土に触れ自ら生産する喜びと先人に学ぶ姿勢を体得させます。このような活動をおとて故郷に自信と誇りが持てるようにすると共に、自ら気づき・考え実行する、「生きる力」の育成を図ります。

近年、心の教育を中心とした生徒指導が、ますます重要性を増しています。いじめの早期発見、解消のために、各小学校の生徒指導体制を充実させ、教職員一人一人の生徒指導力を向上させると共に、本年度も「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」を定期的に配置して、児童・生徒の一人一人が安心して過ごせる環境づくりに努めます。

外国語教育については、各小学校の5・6年生を中心に楽しみながら英語に親しむ授業を実施してまいります。また、中学校英語科における授業についてもA・L・Tを積極的に活用し、生徒のコミュニケーション能力の育成に努めます。

「開かれた学校づくり」については、学校評議員制度と11月に実施する「学校を見に行こう週間」を軸に、老若男女が交流の場として集える地域に根差した学校づくりを推進します。

毎年恒例となった子ども議会においては、将来を担う子ども達の視点から見た環境問題や観光振興、地域の活性化など活発な提言がなされます。これらの貴重な意見を踏まえ、行政にも積極的に反映させます。

●学校施設について

また、幼稚園におきましては子育て支援の一環として今年度も、預かり保育を実施し、就労支援を行ってまいります。

●食育について

学校施設整備については、子供たちが安全に学ぶことのできる教育環境の整備、教職員に町内居住を推進するため環境住宅整備に努めます。教職員の生活環境の改善を図ります。

●食育について

また、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するため次の目標達成に努めます。

○各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深め活用すること。
○地産地消の野菜は、子供たちの成長過程に必要不可欠なカルシウム、マグネシウムの含有量が多いことから、これらの良質な食材の確保に努めます。

●長春のまちづくり

保健医療・福祉事業は、平成26年度に策定した伊仙町高齢者福祉計画「量確保事業計画」に基づき、必要なサービス量確保のために健全に運営し、医療費適正化の取り組みを進め、健康なまちづくりを推進していきます。

我が国の超高齢社会を特徴づける最大の現象は高齢者、中でも75歳以上のいわゆる「後期高齢者」が著しく増加することであり、内閣府による平成25年度高齢社会白書によれば、平成24年度で65歳以上人口は3,079万人、総人口に占める割合は24.1%となっており、伊仙町は33.5%と高い数値であります。

〔国民健康保険制度・後期高齢者医療保険制度については〕

被保険者の高齢化や高度医療の進展による医療費の高額化により、財政運営は大変厳しいものとなっております。このことから、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及促進やレセプト点検の充実を図るなど、医療費の抑制を推進してまいります。

〔介護保険については〕

社会保険制度に関連して、「高齢者の介護を社会全体で支えるシステム」として定着してきましたが、介護認定者や介護給付費は年々増大し、様々な課題が顕著化してきております。

そうした中、介護保険法の改正により、本年4月より新たな制度をスタートいたします。介護保険制度の予防給付の地域支援事業への移行における新たな総合事業の給付管理業務は、複雑かつ多様化することが予想されることから、業務が円滑に行えるよう努めます。

本町では、この制度改正も踏まえながら、「高齢者福祉計画」第6期介護保険事業計画(平成27年度～平成29年度)を策定し、その中で、介護保険料について第5期介護保険事業計画(平成24年度～平成26年度)では、標準基準額が5,800円でしたが、第6期介護保険事業計画では6,200円となり介護保険の事業運営については保険料を上げざるを得ない現状であり町民の皆様のご負担を軽減するため、基金の取り崩しや包括支援センターの予防事業などで給付費の抑制を進めている所でもあります。

制度改正により第6期介護保険事業では、保険料率の多段階化(6段階から9段階)や低所得者に対する軽減措置など設けていきます。

高齢者が介護状態となっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築するため、①在宅での医療と介護の連携 ②生活支援・介護予防の基盤整備、③認知症施策の推進、④地域の美情に応じた要支援者への支援の見直し、⑤マンパワーの確保等に力を入れ取り組んでいきます。

〔福祉事業については〕

平成27年度から施行される生活困窮者自立支援法及び改正生活保護法に基づき、生活保護受給者支援策等との連携の下、生活困窮者の自立をより一層促進します。

ひきこもり対策推進事業では、相談支援・早期の把握にむけた支援センター設置やポーター養成派遣事業を推進します。

2. 農業の振興を中心に産業が立ち上がるまち

全国規模で、戦後1,600万人を超えていた農業人口は現在200万人です。この70年間で8分の1にまで減り、農家の平均年齢は66歳を超えています。

●担い手対策

地域における持続的な農業を確実に行うためには、担い手の育成・確保が将来の伊仙町農業を担う新規就農者の育成・支援が極めて重要となります。

●園芸振興

平成27年度末の国営徳之島用水農業水利事業(徳之島ダム)の一部通水開始に合わせ、「徳之島地域畑地かんがい営農ビジョン」に基づき、水利用効果の高い品目の選定と推進を行います。

●畜産振興

市場状況を反映して、伊仙町では飼養戸数433戸、繁殖雌牛3,015頭と群馬県内最傾向が伸びています。

●販路開拓と付加価値

平成25年度に完成し、26年度から稼働を開始した「伊仙町特産品加工工房」については、管理・運営を委託した指定管理者との連携により、現在、製造・販売中の「純黒糖」や新たな特産品の開発・製造による町の産業振興及び地域活性化に努めます。

●食育・地産地消の推進

保健センターやほーらい館、直売所百菜と連携し、病院、福祉施設等における伊仙町農畜産物の利用拡大を図るなど、各世代に促した食育と地産地消を推進します。

●有害鳥獣対策

近年イノシシやカラス等による農作物被害が拡大の一途を辿っています。集落住民との緊密な連携を図りながら、効果的な侵入防護柵の設置、捕獲従事者の育成確保、猟友会に対する国からの補助を増額するなど、被害の防止に努め、安定した農作物の栽培環境を整えます。

また、飼い猫条例やポイ捨て条例などの自然保護や保全に関する条例の見直しを図り、住民の環境配慮やモラルの向上を目指すための啓発活動を活発に行います。さらに、教育委員会や学校とも連携した環境教育の充実や

●農業農村整備事業

今年度も畑地帯総合整備事業を推進し、農作業の効率化を進めるとともに、農地中間管理機構制度等を利用し担い手農家への農地集積を進め集落営農のさらなる発展を図ります。

3. 世界自然遺産・定住促進に取り組み、交流人口を増やすまち

日本地方における人口減少の波は、地域の自治体レベルにおいても自主財源の減少に直結し、地域自治に深く影響を及ぼしており、定住人口を増加させる政策が求められております。

〔世界自然遺産については〕

平成25年に「奄美・琉球」が世界自然遺産登録の国内暫定リスト入りし、奄美大島、徳之島、沖繩県やんばる地域、西表島の4地域が候補地として選定されました。

〔有害鳥獣対策〕

近年イノシシやカラス等による農作物被害が拡大の一途を辿っています。集落住民との緊密な連携を図りながら、効果的な侵入防護柵の設置、捕獲従事者の育成確保、猟友会に対する国からの補助を増額するなど、被害の防止に努め、安定した農作物の栽培環境を整えます。

〔畜産振興〕

市場状況を反映して、伊仙町では飼養戸数433戸、繁殖雌牛3,015頭と群馬県内最傾向が伸びています。

〔販路開拓と付加価値〕

平成25年度に完成し、26年度から稼働を開始した「伊仙町特産品加工工房」については、管理・運営を委託した指定管理者との連携により、現在、製造・販売中の「純黒糖」や新たな特産品の開発・製造による町の産業振興及び地域活性化に努めます。

講師派遣などを行い、自然を活用した教育の在り方を確立することを目指します。

以上のことを踏まえ、伊仙町の町並みを美しく保つために、景観や美化活動にも継続的な支援や関係団体のさらなる連携強化を図り、奄美・琉球世界自然遺産登録に向けての問題解決へ努めます。

〔定住促進対策については〕

「伊仙町公営住宅等長寿命化計画」を基に整備されていきます。現在、町営住宅の空き室待機者は、50名を超えています。また平成26年度の馬根団地は騒音の苦情対策として一戸建て住宅を5戸整備しました。今年度は、喜念団地を整備するための用地購入と設計を行い平成28年度に整備を計画していきます。その後は、この整備計画の見直し順次計画に沿って整備します。この立て替え工事に併行して、既存住宅の整備も行っていきます。

さらに、本町の空き家対策として、平成24年度より「伊仙町空き家バンク制度」を導入し、町内賃貸物件の公開及び貸借の仲介を行って、これまで7件が成約しています。

今後、更に町内の空き家情報を集約し、空き家バンク登録件数を増加させ、定住希望者に提供できる住宅の確保に努めます。

平成26年度には、駐在員の協力による全集落の空き家調査を実施し、106件の空き家が確認されました。

これらの空き家有効活用し定住人口の増加につなげるために、家主や関係者へ交渉を行い、1件でも多くの空き家が活用されるよう働きかけを参ります。

また、検福集落の空き家を改修したゲストハウス「あむとら」が昨年11月にオープンしました。この施設は、国の「過疎集落等自立再生対策事業」により改修が行われ、開業後はNPO法人と集落の方で管理運営し、島外からの移住希望者や地元住民が宿泊や宴会、その他で利用しています。今後とも官民一体となり「あむとら」を積極的にPRし、島内外問わずお客様に利用していただき、町の交流人口増につなげたいと考えます。

更なる展開として、移住希望者に伊仙町の良さを伝える場として「あむとら」や農家民泊に宿泊してもらい、将来的に移住してもらえるようにするため、将来において、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針が示され、本町においてもこの指針のもと、町内空き家の整備を進める所存です。

〔企業誘致・商工にについては〕

昨年は、消費者の町外流出防止策として、誘致に努めたAコープ伊仙店がオープンしたことで、町内の活性化・雇用の確保へと繋がりに、平成28年4月伊仙工場開業を目指し日本マルコ株式会社への誘致に努めており、町内出身者を中心に100人規模の雇用を見込んでおります。

商工業の振興策については、商工会組織の運営を更に充実させるための運営補助や購買

者の町外流出を抑制し、購買意欲を高めるため20%プレミアム付き商品券発行を地方創生先行型として実施し、地元商店街の活性化を図ります。

消費者トラブルが複雑化・多様化している状況を踏まえ、今後とも消費生活相談窓口の機能を維持し、弁護士による無料法律相談会を継続して行い、安全に暮らせるまちづくりに取り組みます。

〔消費生活については〕

平成25年度より3カ年計画で観光地連携整備事業を実施し大田布岬施設内園路及び安全柵の改修・休憩施設の改修に着手し、観光客の利便性の向上を図りました。休憩施設の改修に伴い、戦艦大和の資料を休憩室に展示し、観光客の集客を図ります。

〔観光振興については〕

平成26年度社会資本整備総合交付金事業において、伊仙馬根線の用地買収・用地境界測量及び、建物移転補償を行いました。また、第二西下線は終点部の農免道路までの改良工事及び舗装工事をし、残りの舗装工事(176m)で完了となります。伊仙馬根線は、平成27年度引き続き改良工事を進めていきます。

また、平成26年度防災・安全社会資本整備交付金においては、町道鹿浦線・町道東伊仙東線・町道穴川前泊線の舗装補修工事を実施しました。

今年度においても、町道面縄中山線外4路線の舗装補修工事を計画し、整備してまいります。町道の安全性・利便性の向上に努めます。また、次年度ごとに老朽化の著しい道路から順次整備を計画します。

平成26年度過疎対策事業では、中伊仙線の側溝敷換え工事を行いました。引き続き今年度も県道へ向け工事を行います。

平成26年度基金繰入事業においては、町道大郷線・町道古里西伊仙線・町道西目手久喜線・町道阿権馬権線・町道西ハタ坂水線の舗装工事を計画しています。

〔橋梁の整備については〕

橋梁について、平成24年度に実施した橋梁長寿命化計画に基づき、調査結果で最も危険であるとされる第二鹿浦橋の架け替えを前提としたボーリング調査及び設計を行っております。平成27年度に架け替え工事を計画しております。今後、橋梁は5年ごとに点検が義務づけられ、この点検結果に基づき補修及び架け替え工事を順次行っていきます。

〔港湾の整備については〕

港湾事業に於きましては、平成23、24年度に行った長寿命化計画策定結果に基づいて行います。また面縄港の港湾海岸保全施設長寿命化策定業務にて、防潮堤229mを調査いた

〔安心・安全な水の安定供給については〕

たします。

水道事業は、水質改善・安定した水の供給が最大の課題です。それにより平成20年度から実施している西部地区簡易水道事業の配水管布設工事、又、水質改善に向けて老朽化した河地浄水場の整備、杉原原水場の整備も、平成26年度は、ほぼ完成となりました。それにより、西部地区は安定した水の供給・水質改善が期待できるものと思われ、また、東部地区簡易水道事業面縄地区から喜念地区の老朽管の更新事業、又、面縄浄水場の新設工事を計画的に進めます。それにより東部地区も安定した水の供給が期待できます。

東部地区・西部地区の事業完了後は、東部・西部地区それぞれ簡易水道特別会計を上水道事業会計への統合も義務付けられており、統合に向けて準備を始めています。

なお、中部地区については、年次計画を立て水量水圧不足地区の発生防止、基幹本管の整備などを実施し、安定供給の堅持を図ります。水道事業は、「その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性を持って事業を継続していく」独立採算制が原則とされています。

貴重な水資源の有効利用と事業運営に必要な電力の消費に係る電気料金や薬品等の経費の節減を図るため、漏水箇所の上り修繕を行うなどの措置を講じ、有収率の向上に努めます。需要者の水道水に対するニーズは、高度な要求に変わっています。今後、施設・管路の更新に多くの費用を要することが予想されるため、長期的な更新計画と財政収支見通しのもとで、水道使用料金の見直しを行いながら、将来負担を先送りしないように徴収対策もあわせて実施して経営の健全化を図りながら町民の皆様には「安心・安全な水の安定供給」に努めます。

おわりに

以上、町政運営の所信の一端と施策について申し述べたまいりました。

第5次伊仙町総合計画のテーマである、「雇用・定住・所得増に挑戦する活気あふれる伊仙(まち)の実現」と100項目のマニフェストの実現に向けて、厳しい財政状況でありながらも、長期財政見通しを踏まえ、様々な財源を調達することにより、健全財政を維持しつつ、全力を傾注して町政運営に取り組んでいく所存であります。

最後に、町民の皆様並びに議員各位の町行政全般に対するお一人のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月10日

伊仙町長 大久保 明

伊仙町新規採用職員の紹介



耕地課
大倉 一真 (27歳)

町民の方々のご意見を一番に考え、日々努力を欠かさず一つでも多くの業務を成功させたいと思います。よろしく願います。

平成27年4月1日に採用された職員を紹介します。



保健センター
清 愛由美 (32歳)

健康長寿と癒しのまちを目標にこころと身体健康増進に努めます。



税務課
窪田 江梨香 (31歳)

色々な業務に関わり、多くの経験と知識を身につけ少しでも地方創生のお手伝いができるような職員になりたいと思います。また、子供たちに日々「何をすべきか自分の頭で考え、行動し、今を一生懸命生きなさい。」と言っているの、親として、また社会人として立派な後ろ姿を示せる母になりたいと思います。

中央公民館からのお知らせ

平成27年4月1日から図書室の開館時間を変更いたしました。

期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日まで伊仙町中央公民館内にあります図書室を、月曜日から金曜日の午前9時から午後7時まで開館いたします。

土曜日は、午前9時から午後5時までとなっております、日曜祝日は休館日となっております。



新しい図書司書のご紹介

さらに使いやすい図書室作りに取り組んでまいります。ぜひみなさんも図書室にお立ち寄りください。

町本まりあさん

児童手当制度のご案内

伊仙町 町民生活課 児童手当係

児童手当について

児童手当は、15歳まで(中学校修了の3月31日まで)の児童を養育する方に、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援するために支給される手当です。(施設入所等児童を除く。)

※児童手当の申請を忘れていませんか。

◎手続きの方法は…申請は、出生や転入から15日以内に

児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となりますが、誕生日や転入した日(異動日)が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。

申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

※公務員の場合は、勤務先での手続きとなります。

◎ 認定請求に必要なもの

- 1 印鑑 (シャチハタ不可)
- 2 請求者名義の口座 (預金通帳の写し)
- 3 請求者が被用者 (会社員など) の場合、健康保険証の写し
- 4 所得証明書 (児童手当用)
- 5 その他 (転入の場合)
 - 前住所地の児童手当用所得証明書
 - 単身赴任等 (児童と別居) の場合、児童全員の住民票謄本

◎ 認定後に下記の1~9に該当する場合は、手続き(申請)が必要になります。

- 1 新たに出生の場合
- 2 町外に転出される場合
- 3 対象児童が就学等のため、町外に転出する場合
- 4 受給者及び児童の氏名変更等の場合
- 5 受給者本人が、単身赴任により転出する場合
- 6 児童を養育しなくなった場合や児童が亡くなった場合
- 7 対象児童が児童福祉施設等へ入所した場合
- 8 手当を受ける人が公務員になった場合
- 9 口座の氏名及び番号等の変更の場合

◎ 現況届について

受給資格者は、毎年6月1日から6月30日までの間に、前年の所得の状況等を市町村長に提出しなければならない。(法26条1項及び2項)

現況届は、その年の5月分まで受給していた受給者は、提出が義務づけられており、仮に、6月以降に受給資格が消滅すると思われる場合であっても提出が必要です。

※5月31日までに受給資格が喪失(予定)の者は、提出の必要はない。

※5月に認定請求をし、認定されて、6月分から支給開始となる場合は、提出は不要。

◎ 支給額

支給対象者	手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は 15,000円)
中学生	一律 10,000円
所得制限のあった者	一律 5,000円

※ 児童手当では、満18歳までを児童としてカウントします。

※ 「第3子以降」とは、高校卒業まで養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

平成27年度～延滞金について

(自主納付)

町税及び国民健康保険税は、定められた期限(納期限)までに、納税者の皆様に自主的に納めていただくものです。伊仙町では、この納税本来の姿である自主納税を推進しています。

(町税の滞納と延滞金)

納期限までに納税しないことを滞納といいます。納期限までに納めた方との公平を保つため、税額のほかに督促手数料や平成27年度からは延滞金も納めてもらうこととなります。

(延滞金とは)

納める税額に納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年9.1%の割合(納期限の翌日から1ヶ月を過ぎる日までは、2.8%)を乗じて計算した金額です。

(延滞金の計算式)

1. 納期限の翌日から1か月以内に納付(納入)された場合
延滞金額 = 滞納税額 × 延滞金の割合 × 日数 ÷ 365
2. 納期限の翌日から1か月を超えて納付(納入)された場合
延滞金額 = 上記1 + (滞納税額 × 延滞金の割合 × 1か月経過後の日数 ÷ 365)

(注 意)

- ① 滞納額が2,000円未満であるときは、延滞金はかかりません。
- ② 滞納税額に1,000円未満の端数があるときは、計算の際その端数を切り捨てます。
- ③ 算出した延滞金額が1,000円未満であるときは、延滞金はかかりません。
- ④ 算出し延滞金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

(延滞金の計算例)

平成27年度国民健康保険税の第1期(平成27年7月31日納期限)100,000円を、平成28年3月31日納付した場合の延滞金の計算は、以下のとおりです。

$$(100,000円 \times 2.8\% \times 30日 \div 365日) + (100,000円 \times 9.1\% \times 210日 \div 365) = 5,465円$$

納付すべき延滞金は、5,400円です(100円未満切り捨て)。町税・国民健康保険税は納期限内に必ず納めてください。

**連絡先 大島郡伊仙町伊仙1842番地
伊仙町役場税務課 収納係 電話 0997-86-3111**

伊仙町歴史民俗資料館の入館が有料となります。

平成 27 年 4 月 1 日より、伊仙町歴史民俗資料館の入館が有料となりました。
来館者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。
資料館の展示を観覧する際には、

区分	入館料（消費税込）	
	個人	団体（20名以上1名につき）
一般	200円	150円
高校・大学生	100円	70円
小中学生	50円	30円

学校の授業等で利用される場合は入館料が免除となりますので、事前にご連絡ください。

以上の、料金が必要となります。

問い合わせ先：伊仙町歴史民俗資料館 Tel:0997-86-4183

伊仙町防災情報メール 携帯電話等で情報を受け取るシステムです！

防災防犯情報（必ず受け取れます）

- 避難勧告●土砂災害情報●不審者情報●消費者保護情報
- 行方不明者情報●通行止め情報●感染症情報 など



一般情報（次の中からいくつも選べます）

- 農林漁業情報（農業・畜産・林業・漁業等）●生活環境情報（断水・ゴミ・ペット・ハブ等）●子育て支援情報（子どもの健診・予防接種・保育所入所申請等）●介護福祉情報（障がい福祉・高齢者福祉等）●健康づくりに関する情報（保険証・医療等）●各種イベント情報（お祭り・講演・講話等）●各種相談所開設情報（年金相談・心配事相談等）●各種月間・週間情報●その他情報（選挙・議会・採用試験等）

伊仙町では、新たな情報伝達手段として、携帯電話、パソコンへ電子メールで、町からの様々な情報を配信する「伊仙町防災情報メール」の運用を開始します。

「伊仙町防災情報メール」にご登録いただくと、防災情報をはじめとした、町からの情報を迅速に受け取れるようになります。

使用料は無料ですが、メール1通あたり1~2円のポケット通信料がかかります。

登録方法は右の「登録手順」を参照ください。



登 録 手 順

携帯電話からの登録方法

1. 下記の URL に空メールを送りましょう。
※ 空メール送信の方法については、お持ちの携帯電話の説明書に従ってください。
bousai.isen-town@raidan.ktaiwork.jp



2. 数分以内に登録用 URL が記載されたメールが届きますので、URL をクリックし本登録へ進んで下さい。
3. ユーザー情報登録にて配信情報を選択し、次へを押します。設定内容の確認画面にて登録を押し、登録完了です。



利用登録の注意点

※迷惑メール対策をしている場合はメールを受け取れない場合があります。

@raidan.ktaiwork.jp からのメールを受信可能なように設定してください。

お問い合わせ 総務課 消防係 TEL:0997-86-3111

国民年金保険料の免除制度があります。

所得が少ないときや失業などにより保険料が納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除される制度があります。

① 免除（全額免除・一部免除）申請

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。

② 若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

③ 学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定以下の場合に、納付が猶予されます。

※付加年金または国民年金基金に加入中の場合、免除等が承認されると脱退となります。

■ 過去2年まで遡って免除申請ができます

一定の将来期間のほか、過去2年（申請月の2年1ヶ月前の月分）まで遡って免除を申請できます。

ただし、申請が遅れると万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請してください。

■ 「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

	納付	全額免除	一部免除	若年者納付猶予 (学生納付特例)	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の 受給資格期間に…	含まれる	含まれる	含まれる (注2)	含まれる	含まれない
老齢基礎年金額の計算に…	含まれる	含まれる (注1)	含まれる (注1, 2)	含まれない	含まれない

(注1) 保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額が以下のとおりとなります。

(平成21年4月以降の免除期間)

- ・全額免除の場合…2分の1
- ・4分の3免除の場合…8分の5
- ・半額免除の場合…4分の3
- ・4分の3免除の場合…8分の7

(注2) 一般免除については、減額された保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります。



国定公園内での開発行為等については手続きが必要です。

国定公園内での行為について

～ 国定公園内での開発行為等については、手続きが必要です ～

奄美群島地域は、自然の風景地を保護するとともに、その利用促進を図り、国民・県民の保健・休養・教化に資することを目的とした国定公園を有します。国定公園内において、次のような開発行為を行う場合は、事前に県知事への許可申請・届出の手続きが必要となります。

○ 手続きの必要な行為（一例）

- ・ 工作物（建築物を含む）の新築・改装・増築
- ・ 木材の伐採
- ・ 広告物の提出（案内版等を含む）
- ・ 開墾・土地の形状変更
- ・ 鉱物や土石の採取
- ・ 屋根・壁面の色彩の変更
- ・ 環境大臣が指定する植物の採取又は損傷 等

○ 違反行為について

自然公園法の規定に違反しての行為や無許可での行為等については罰則が設けられています。



○ 許可申請・届出の手続き

- (1) 申請・届出の様式
様式・必要な添付書類・記載要領については、県のホームページに記載されています。
- (2) 標準的な処理期間
通常約1カ月を必要とします。（書類に不備があった場合の補正の期間は除く）
- (3) 注意事項
行為の種類、規模、公園の種類、地種区分の違いにより、手続き等に違いがあること、また、行為の場所や内容によっては、許可が出来ない場合もあることから、事前に大島支庁総務企画課もしくは関係市町村役場に御相談ください。

- 奄美群島国定公園では、採取又は損傷を行う場合に許可が必要な植物として環境大臣が指定している植物が84種（イソマツ、ミスガンビ、ヒカゲヘゴ等）あります。国定公園内で植物を採取される場合は、その植物が指定種に該当しないか事前に大島支庁総務企画課もしくは関係市町村役場に御確認ください。
- 自分の所有地でも、国定公園内での行為においては、手続きが必要となります。

○ お問い合わせ先

大島支庁総務企画課 商工観光係 電話 0997-57-7215
行為地の市町村役場 伊仙町企画課 電話 0997-86-3111

○ 許可申請書の提出先

行為地の市町村役場 〒891-8293 鹿児島県大島郡伊仙町伊仙1842 伊仙町企画課宛

○ 県のホームページ（検索方法）

鹿児島県庁ホームページ→くらし・環境→環境保全・自然保護→行為許可申請書・届出書様式

平成27年度から敬老祝金の支給年齢が変わりました。

伊仙町敬老年金支給条例は、昭和46年4月1日に公布され、目的として、「永年にわたり社会のために貢献した高齢者の長寿を祝福するとともに、敬老の意を表するため敬老年金を支給する」と謳われておりますが、町財政が逼迫してきたこともあり、3月の定例議会において条例改正を行いました。

財政が厳しい現状下であり、苦しみの伴う敬老祝い金の減額で、高齢者の皆様方への生きがい対策の後退にもとれますが、町民の皆様にご理解をいただきたいと思っております。なお、改正の内容は下の表のとおりです。

何卒、ご理解・ご協力の程、お願い申し上げます。

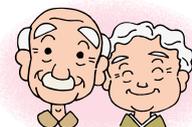
平成24年度から	
本町に1年以上居住し、その年度に次の年齢になるもので、9月1日に生存する者	
年 齢	支給金額
85歳	年額10,000円
88歳	年額10,000円
90歳～99歳	年額10,000円
100歳～110歳	年額80,000円
111歳以上	年額360,000円

改正後

平成27年度から	
本町に1年以上居住する見込みで、その年度に次の年齢になるもので8月1日に生存する者	
年 齢	支給金額
90歳～99歳	年額10,000円
100歳～110歳	年額50,000円
111歳以上	年額360,000円

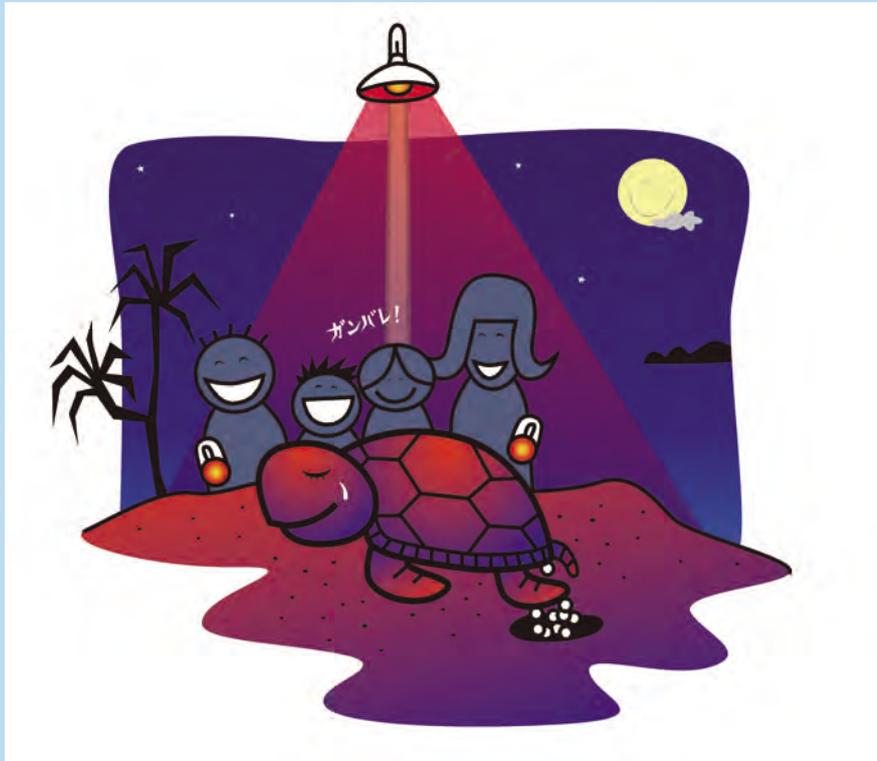
支給に関しましては、8月1日に生存する者に対し8月から9月の間に支給する予定です。

対象者には「ハガキ」でご案内します。



お問い合わせ先：保健福祉課 敬老祝金係 86-3111(代)

ウミガメ観察は赤色ライトでお静かに・・・



伊仙町の砂浜には、世界的に希少なアカウミガメやアオウミガメが産卵に訪れます。5月～9月いっぱい約5か月間はどの浜にもウミガメが上陸する可能性がありますので、砂浜への車の乗り入れ等はお遠慮ください。また、観察時にはルールをまもり、自己責任で毒蛇等には十分お気を付けてください。

なお、ウミガメの保護に関するお問い合わせは下記までお寄せください。

砂浜に上陸したウミガメは、音や光に敏感で、産卵せずに帰ってしまう事があります。花火や白色ライトにより上陸できない事もあります。ウミガメが安心して産卵できるようにご協力をお願いします。市販のライトの発光部を赤色セロファン等で包むと赤色ライト代わりになります。ただし、浜までのアクセス時には白色ライトを使用しハブには十分ご注意ください。

資料提供：奄美大島ウミガメ情報ネットワーク・奄美海洋生物研究会

ウミガメ保護に関する問い合わせ

伊仙町企画課
86-3111

傷ついた野鳥や動物を見つけたら

野生の生き物はペットと違い、人間を怖がって生活しています。自然界では【食べる・食べられる】の関係があり、その命のやりとりで成り立っています。春から夏にかけて、野鳥は子育てをします。その際、なんらかの原因でケガをしてしまったヒナや野鳥を見かけても、勝手に保護することは法律で禁止されています。また、飼うこともできません。もし、野生の生き物が傷ついていた場合、人間が近づくとストレスになり、攻撃してくることもありますので、積極的な接触は控えましょう。

天然記念物に関して
伊仙町歴史民俗資料館
電話 0997-86-4183

イノシシに関して
伊仙町経済課
0997-86-3111

外来種・その他に関して
伊仙町企画課
電話 0997-86-3111

お問い合わせ



写真提供：鈴木章

伊仙町商工会 プレミアム商品券

お取扱い店を随時募集しております。

【伊仙町商工会会員以外の事業者の皆様へ】
伊仙町商工会では、**共通商品券**をお取り扱いして下さる
お店を募集しております。
詳しくは伊仙町商工会までお問い合わせください。

プレミアム商品券
4月13日(月)より販売!
販売場所：伊仙町商工会
時間：午前9時～午後5時
1セット12枚(共通8枚 専用4枚)
お一人様10セット(10万円分)まで
(10セットで2万円のお得です)

伊仙町のいろんな
お店で作ると
うれしいなよ

【お問合せ】
伊仙町
商工会
86-2390

あつまれ! しまわーれー(島の子ども)になろう♪ 伊仙町ふるさと留学生大募集

ふるさと
伊仙町の学校で楽しい思い出を
作りませんか。

募集対象者
伊仙町内に祖父母、または親類(3親等以内)が在住する幼児・児童生徒

募集期間
原則として6カ月以上の期間とします。

補助金
島内の留学生に20万円・島外の留学生に30万円を支度金として補助します。
(ただし、6カ月未満で留学を中止した場合、保護者は補助金を全額返納する。)

【お問い合わせ】
〒891-8293
鹿児島県大島郡伊仙町伊仙1842
伊仙町役場企画課 E-mail:isencho@po.synapse.ne.jp
TEL:0997-86-3111
FAX0997-86-2301

わが町の地方創生への取り組み

平成26年9月3日に、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（長期ビジョン）」及びこれを実現するため、今後5か年の目標や施策や基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略（総合戦略）」がとりまとめられ、閣議決定されました。

それに先立ち大久保町長は、8月27日に総理大臣官邸で行われた第2回「まち・ひと・しごと創生に関する有識者懇談会」に出席し、わが伊仙町の健康増進政策・子育て政策・定住促進と地域雇用創出そして、人口減を防ぐためには小規模校をどんなことがあっても存続し、ひとを町内にバランスよく配置することが重要だと、これまでの政策とこれからの伊仙町へ対する熱意を発表されました。



11月3日には、自民党地方創生実行統合本部より河村建夫本部長、金子万寿夫本部長補佐、福井照事務局長が徳之島へ来島され、ほーらい館で伊仙町の母親代表 中 佐奈枝さん、基山美奈子さん、松岡由紀さんらと意見交換され河村本部長は、「社会全体で子どもを大事にして育てようとの気運、安心感が非常に大きな力に。ハード・ソフト両面も考えた少子化対策、仕事をどうするかも含めた組み合わせが大事。大きなヒントを得た。提案していきたい」などと意見を述べられました。

3月7日（土）には、自民党本部で「地方創生」をテーマにした政策シンポジウムに大久保町長がパネリストとして参加され「『子宝の島・伊仙』から少子化対策を考える」と題し、わが町の取り組みを紹介しました。

「学校の統合をせず、大規模校から小規模校に子どもたちを分散させることで、町内の中心地への人口一極集中を是正させる」取り組みを実施。同時に、町営住宅を小規模校の近くに作ることで子育て世代の居住を推進するなどした結果、子どもが増えた小規模校地区の高齢者たちが元気になるなど相乗効果が生まれていることなどを報告。さらに元気な高齢者たちは「敬老祝い金」を減らして子どもたちに回す町の考えに賛同してくれたため、子育て支援への予算配分を増やす事ができたことなどを紹介。



石破茂地方創生担当大臣は「まち・ひと・しごと『総合ビジョン』と『長期ビジョン』ならびに地域再生計画について」をテーマに講演し、集った党员らに「こういう取り組みを全国に広めたい」とパネリストたちの発表内容を賞賛。伊仙町の取り組みについては「高齢者に、敬老祝い金を下げて子どもたちに充てないか、と言える町長がいる。『これで本当にいいのか』と語れる町長がいることで、新しい何かが生まれる」などと評価しました。

最後に地方創生は、まだ模索中の政策です、住民一人一人がアイデアを出し合い完成させることが、今後の地方の取り組みとして、国が期待しておるところです。

町民の皆様の柔軟なご意見、ご発想を役場企画課までお願いいたします。そして、大久保町長に代弁していただき、共に伊仙町から国へこの政策のモデルとなるよう発信していきましょう。

子宝日本一の町 わが町のアイドル

かばやま てっしょう
樺山 輝生くん
(1歳4ヶ月)



みなもと りゅうのすけ
源 琉之介くん
(2歳)



みなもと かすなり
源 一成くん
(4歳)



かす君、りゅう君♡
ママの子に生まれてきてくれて
ありがとう(^o^)
ずっとずっと大好きだよ。
これからもよろしくね♡

かばやま るのあ
樺山 莉愛ちゃん
(3歳1ヶ月)



姉弟喧嘩ばかりしないで
仲良く元気に育ってね♡
るー・まっちーママより

わが町のアイドル募集!

本紙では「わが町のアイドル」と題して、わが家のかわいい子どもの写真を掲載します。
毎月10日までに住所・氏名(子どもと保護者)・電話番号・簡単なPR文を添えて、写真を役場企画課広報係までお持ち下さい。
問い合わせ先 伊仙町役場企画課 86-3111 (内24)

人口の動き

(27年3月31日現在)

総人口=6,992	出生=4
男 =3,530	死亡=12
女 =3,462	転入=57
世帯=3,545	転出=115

戸籍の窓

お誕生おめでとう (敬称略)

出生児 保護者 集落名

盛 紗彩	宮永 徠慎	西 梨玖	吉田 悠隼	杉澤 佳純
雅俊	次人	彦二	光一	純一
西目手久	下検福	東面縄	下検福	中伊仙東

香典返し

※社会福祉協議会受付

- 喜 念 直 章 一郎さん(亡直) キヨさん より金一封
- 上面縄西 中富 英一さん(亡里澤) チヨさん より金一封
- 中 山 常 米豊さん(亡常) シゲさん より金一封
- 小 島 里 静枝さん(亡牧) 俊博さん より金一封
- 東大田布 仲 しげさん(亡仲) 武良さん より金一封
- 中伊仙西 作山 めとさん(亡作山) 英良さん より金一封
- 東大田布 郷 武徳さん(亡郷) カナさん より金一封
- 東大田布 前元 慶子さん(亡前元) 廣文さん より金一封
- 東大田布 牧 吉則さん(亡牧) イツ子さん より金一封
- 西伊仙西 椛山 初雄さん(亡椛山) トミさん より金一封
- 八重竿 樺山 雅也さん(亡樺山) 孝男さん より金一封

